

入札公告（説明書）

令和6年5月10日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年4月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の6-1-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 契約件名 | 北海道支社管内 標識車購入
【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号17】 |
| 2. | 業務内容 | 納入場所、数量及び納期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 郵送入札 |
| 6. | 単価表の提出 | 必要…入札者に対する指示書[10]を参照のうえ、様式については金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[23]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「無」
部分払の有無：「無」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』6-2-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 本件競争入札においては非該当 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 本件競争入札においては非該当 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「有」 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

	入札公告日	令和6年5月10日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年5月30日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年5月30日 16時00分まで ※『共通入札公告』6-2-2. ~6-2-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[6]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は2部とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年6月14日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争においては非該当
10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年5月30日 16時00分</p> <p>【提出方法】 書留郵便等（提出先は契約担当部署）または電子メール（書留郵便等ま</p>

		<p>たは電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。）により契約担当部署へ提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が 15MB（メール本文の容量を含む）を超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MB を超えない容量に分割のうえ提出してください。</p> <p>※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める参考見積書様式及び添付書類</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 書面：2部 CD-R：1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存） ・電子メールの場合：データ1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>令和6年6月14日から 令和6年7月26日までを予定</p> <p>【実施方法】 Web 会議システム、電子メール、電話又は対面（必要に応じて）により行う。 なお、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。</p>
12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年8月2日 16時00分</p> <p>【提出方法】 上記10に示す参考見積書の提出方法と同じ</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める参考見積書様式</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 書面：2部 CD-R：1部（見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存） ・電子メールの場合：データ1部（見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存）
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年8月28日 16時00分</p> <p>※『共通入札公告』6-3-1. に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ</p>

		提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]から[12]に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。
14	開札日時	令和6年8月29日 11時00分
15	開札場所	NEXCO 東日本 北海道支社 入札室
16	本件競争入札に関する 質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和6年8月20日 16時00分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 （設計業務成果品等）	本件競争においては非該当
19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

契約件名		北海道支社管内 標識車購入
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式
	落札者の決定方法	自動落札方式
	評価値の算出方法	本件競争入札においては非該当
	見積活用方式の有無	有
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業の履行実績	平成26年度以降における納入実績又は製造実績について、次のいずれかの条件を満たすこと。 ①同種機械の納入実績又は製造実績があることを証明できること。 ②商社又は代理店等で、同種機械の納入実績がない場合は、同種機械の製造実績がある製造者の代理店等であることが証明できること。 【同種機械】 東日本高速道路株式会社「維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」の「標識車」に示す機械性能・主要諸元・装置と同等程度の機械仕様を満足する機械
	その他	1. 技術指導を行う技術者 直営工場もしくは協会社工場において、当該機械の運転及び取扱いについて技術指導が出来る十分な知識を有する技術者がいることを証明できること。 【求める技術者の資格】二級ジーゼル自動車整備士 2. アフターサービス体制 ①直営工場もしくは協会社工場が納入場所から24時間以内に到着出来るところに1箇所以上確保していること。なお、協会社工場等の場合は協会社工場であると証明できる契約書などの書類提出ができること。 ②上記工場が国土交通省令等で定められた「自動車分解整備事業者」であること。 ③故障発生時緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が確立していること。 3. メンテナンス部品供給体制 ①一括対応できる窓口があること。 ②部品供給可能年数が当該機械の生産中止後10年以上であること。